

「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現 に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野2 人づくり・教育を高める分野

■確かな学力と自立する力の育成

【文部科学省、厚生労働省】

県担当課：社会福祉課、小中学校人事課

本県では、公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒が多く、基礎学力の向上ときめ細やかな学習指導を実施する上で障害となっている。

このため、教職員配置基準の見直しなどにより教員1人当たりの児童生徒数を改善することが必要である。

また、本県では、生活保護世帯で育った子供が大人になって再び生活保護を受ける「貧困の連鎖」を断ち切るため、平成22年度から全国に先駆け全県で生活保護世帯に対する学習支援を実施している。

生活保護世帯数は依然として増加を続けており、学習支援の取組を更に充実強化する必要がある。

1 教職員定数の増員及び配置基準の見直し

【文部科学省】

学習指導要領を円滑に実施するとともに、教員が子供と向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を目指す教育を充実させるため、新たな教職員定数改善計画を策定・実行し、教職員定数を増やすとともに、必要な財源を措置すること。

また、確かな学力の育成や一人一人の個性を尊重したきめ細かな教育を実施するため、学校当たりの学級数や学級当たりの児童生徒数が極めて多い本県の状況を踏まえた教職員配置基準とすること。

◆現状・課題

- ・ 本県は、公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数が多く、基礎学力の向上ときめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。

○本県の公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数（平成27年度）

小学校 18.6人（全国2位） 全国平均 15.7人

中学校 15.8人（全国2位） 全国平均 13.5人

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 新たな教職員定数改善計画を策定し、必要な財源措置も含めて確実に実行すること。
- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等による教職員配置基準を見直すことにより、教員1人当たりの児童生徒数を改善すること。

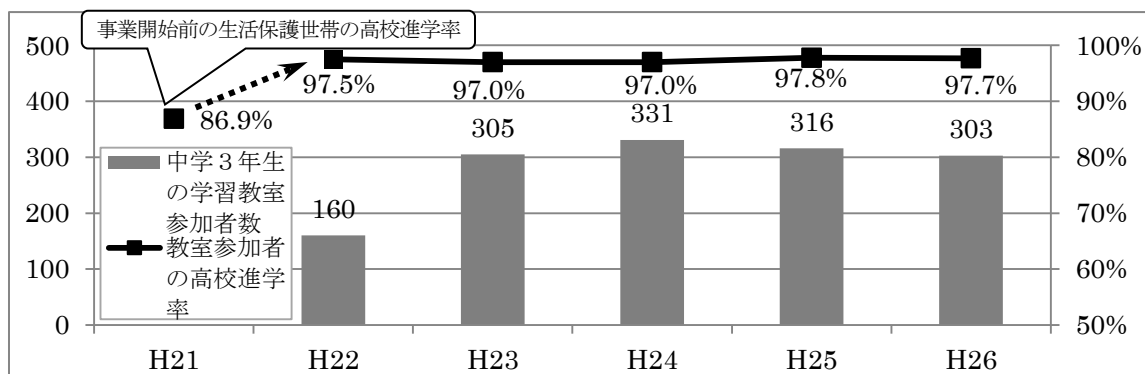
2 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子供に対する学習支援の推進

【厚生労働省】

生活保護世帯及び生活困窮世帯の子供に対する学習支援の取組を更に充実強化するため、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

◆現状・課題

- 本県では、生活保護世帯で育った子供が大人になって再び生活保護を受ける「貧困の連鎖」を断ち切るため、平成 22 年度から全国に先駆け全県で生活保護世帯に対する学習支援を実施してきた。また、平成 27 年度からは生活困窮者自立支援法に基づく事業として支援対象が生活困窮世帯に拡大された。
- 国の研究会の資料によると、生活保護世帯で育った子供が、大人になって再び生活保護を受ける「貧困の連鎖」の発生率は 25.1% に上る。
- 本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活保護世帯を訪問し高校進学の実態を把握するとともに、学習教室で学生ボランティアによる学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が 86.9% から 97.7% に約 11 ポイント向上した。
- また、生活保護世帯の高校生を対象に、学習教室を設置して学習指導を行うとともに学校生活の悩みなどの相談に対応し、高校中退の防止に向けた支援を行っている。



- 本県の生活保護世帯の学習支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して実施し効果を上げてきた。
- 平成 27 年度から支援の対象は生活保護世帯だけでなく、生活困窮世帯まで拡大したが、国庫補助率は 10 分の 10 から 2 分の 1 に引き下げられ、国庫補助の上限となる基準額も設定された。
- 貧困の連鎖を断ち切り、未来への投資となる学習支援事業については、国庫補助率を引き上げる等、国として積極的に財政支援すべきである。
- 平成 28 年度は国庫補助の基準額にこれまでの実績を踏まえた経過措置が認められ、県が行ってきた取組を引き続き実施することが可能となった。事業を後退させないために平成 29 年度以降も経過措置を継続すべきである。

◆提案・要望の具体的内容

- 各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。
- 平成 28 年度に認められた国庫補助基準額の経過措置を平成 29 年度以降も継続すること。

■子どもたちの豊かな心の育成と 非行防止・立ち直りの支援

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省】

県担当課：青少年課、生徒指導課

「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実することが求められる。

また、通信機器の発達とともに、携帯電話に代わりスマートフォン等が飛躍的に普及し青少年の利用も増加しており、青少年を有害情報や犯罪から守るための対応を図る必要がある。

1 いじめ防止対策に伴う財政支援の充実

【文部科学省】

いじめ防止対策推進法及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に規定された、インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処、インターネットを通じて行われるいじめを監視するためのネットパトロールの実施などに対する財政支援を充実すること。

◆現状・課題

- ・ 本県が実施した抽出調査における、小、中、高の児童生徒のスマートフォンや携帯電話の所有率は、どの校種でも増加している。
- ・ このような状況の中、インターネットを介した児童生徒間のコミュニケーションにおいて、誤解からくるトラブルや誹謗中傷、仲間外れ等のいじめが発生している。
- ・ また、このようなインターネットを通じて行われるいじめは社会的な問題になっている。
- ・ 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視し、対処していく体制の整備が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 学校ネットパトロールを実施するために必要な経費を確保すること。

2 スマートフォン等の安全・安心な環境整備

【内閣府、総務省、経済産業省】

スマートフォンやゲーム機などのインターネット通信の危険性について、青少年及びその保護者に対して意識啓発を図るとともに、青少年有害情報の閲覧機会を最小化するため関係法の見直しを行うこと。

◆現状・課題

- ・ 現在、青少年インターネット環境整備法により、青少年が利用する携帯電話へのフィルタリングサービスの提供が義務付けられている。
- ・ しかし、スマートフォンについては、Wi-Fiなどの無線LAN回線を利用する場合、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスが適用されない場合がある。
- ・ 内閣府の調査では、青少年が利用するスマートフォンによる無線LAN回線の利用率は、小学生が69.7%、中学生が80.1%、高校生が86.2%となっており、多くの児童・生徒が無線LAN回線を利用している。
- ・ 警察庁の調査では、平成27年中にコミュニティサイトを通じて児童ポルノなどの犯罪被害に遭った児童数は1,652人で、前年に比べ16.3%増加し、過去最多となっている。また、被害児童のうち、94.8%がフィルタリングを利用していなかった。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 青少年インターネット環境整備法を見直し、スマートフォンの無線LAN回線を利用したインターネット接続に係るフィルタリングサービスについても提供を義務化すること。
- ・ 「格安スマホ・SIMフリー」などと呼ばれる携帯電話事業者以外の事業者が販売するスマートフォン等については、青少年有害情報対策が十分でなく青少年が青少年有害情報を閲覧するおそれがあることから、取扱事業者の実態を把握するとともに、青少年インターネット環境整備法の趣旨に則った取組を進めること。
- ・ 携帯型ゲーム機やタブレットなど、多様化する青少年のインターネット接続機器についても保護者に対し一層の意識啓発を図るとともに、事業者に対し青少年有害情報の閲覧機会を最小化するための措置を一層進めるよう求めること。

■質の高い学校教育の推進

【総務省、財務省、文部科学省】

県担当課：学事課、教育局財務課

学校教育においては、全ての子供たちに教育の機会均等が求められる。

このため、高等学校等就学支援金制度や奨学のための給付金制度の実施に当たっては、十分な財源を確保する必要があるほか、生徒や保護者などの事務負担軽減も図る必要がある。

1 高等学校等就学支援金制度の改善

【総務省、財務省、文部科学省】

全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や、受給資格要件の緩和を図ること。

また、所得の低い世帯の生徒の就学機会が奪われないよう、制度の拡充を図るとともに、国が責任を持って十分な財源を確保すること。

就学支援金の支給事務については、学校関係者及び地方公共団体の意見を十分に聴き、生徒、保護者、学校及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しを図ること。審査事務等に係る事務費については、国がその全額について財政措置を講じること。

また、就学支援金制度の周知は、引き続き国において実施すること。

◆現状・課題

- ・ 景気雇用情勢が依然として厳しい中、所得が低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ 県立高校においては、県が定めた授業料額と支給限度額の差額を県が負担している。また、支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分については、生徒が負担している。
- ・ 家計急変（保護者の失職等）などの事由により、所得の低くなった世帯の生徒でも、就学支援金の対象とならない場合がある。
- ・ 定時制（単位制）及び通信制（単位制）については、就学支援金の額が月額ではなく、1単位当たり単価で定められている。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、非常に事務が煩雑となっている。
- ・ 所得の基準年度が第1期と第2～4期で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。また、生徒、保護者は申請に当たり、その都度、所得審査のための課税証明書等を添付する必要がある。
- ・ 就学支援金の申請受付や審査事務に当たり、プライバシーへの配慮、また債権管理等といった事務が増加するとともに、新たに事務費が発生している。
- ・ 就学支援金制度について、中学3年生やその保護者への周知が引き続き必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 教育の機会均等を確保する観点から、十分な財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や受給資格要件の緩和を図ること。
- ・ 家計急変（保護者の失職等）などの事由により、所得の低くなった世帯の生徒は全て就学支援金の対象とすること。

- ・ 定時制（単位制）及び通信制（単位制）については、支給限度額を撤廃、支給額を年額にするなど算出方法を簡素化し、事務負担の軽減を図ること。
- ・ 就学支援金の申請に必要な添付書類の見直しを図るなど、申請者の負担軽減を図ること。
- ・ マイナンバー制度に対応した就学支援金システムの改修や業務フローの提示について、都道府県に混乱を生じさせないよう、国が責任を持って早期に対応すること。
- ・ 就学支援金に係る事務費の財政措置を講じること。
- ・ 中学3年生やその保護者へリーフレットを配布する等、国において引き続き周知を行うこと。

2 奨学のための給付金制度の改善

【総務省、財務省、文部科学省】

奨学のための給付金事業については、低所得世帯の生徒の就学の機会が奪われないよう、補助制度の拡充を図るとともに、国が責任を持って十分な財源を確保すること。

また、奨学のための給付金の支給事務については、申請者の負担軽減及び事務負担軽減の観点から、地方自治体の意見を十分に聴き、手続きの簡素化を図ること。

さらに、制度実施に伴い発生している新たな事務費等については、国がその全額について財政措置を講じること。

県外の高等学校に在籍する生徒の把握・周知について必要な措置を講じること。

◆現状・課題

- ・ 高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成26年度から実施されている。
- ・ 第1子と第2子以降の支給額に差がある。
- ・ 国庫負担3分の1の国庫補助事業として予算の範囲内で補助金を交付している。
- ・ 補助対象の世帯や支給額の区分の設定が複雑なため、その確認に必要な証明書類が多岐にわたり、事務が煩雑である。
- ・ 制度実施のための人件費、事務費等が新たに発生している。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒を県が把握することは困難である。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒に対し、県の制度を周知することが困難である。
- ・ 就学支援金と申請先の都道府県区分が異なる上、支給区分の設定が複雑であり、申請者から多くの問い合わせを受けている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 第1子の支給額を増額し、第2子以降との差を解消するための見直しを行うこと。
- ・ 対象となる生徒にかかる補助金については、国が責任を持って十分な財源を確保すること。
- ・ 制度が複雑であり、必要書類が多岐にわたることから、手続きの簡素化を図ること。また、申請者が理解しやすいよう、就学支援金と申請先を合わせることや、支給区分を分かりやすくするなど工夫すること。
- ・ 制度実施に伴い発生する新たな人件費、事務費等については、国がその全額について財政措置を講じること。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒の把握に必要な調査を国が実施すること。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒に対し制度周知ができるよう必要な措置を講じること。

■私学教育の振興

【総務省、文部科学省】

県担当課：学事課

私立学校の教育条件の向上や父母の負担軽減など地方が主体となって推進している私立学校振興策の更なる充実を図る必要がある。

1 私学振興の推進

【総務省、文部科学省】

私立学校の教育条件の維持向上や経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

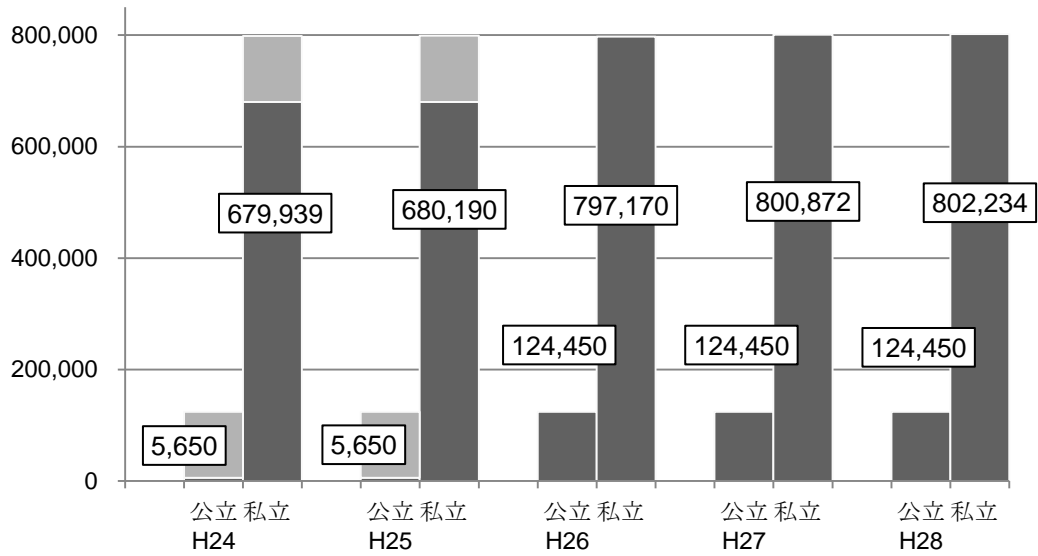
- ・ 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約 14%と低水準で推移している。
- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）について、平成 22 年度以降、交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価に基づく交付を受けていない。
- ・ 私立幼稚園等特別支援教育費補助についても同様に、平成 21 年度以降、交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価どおりの交付を受けていない。
- ・ 平成 22 年度から就学支援金による私立高等学校の授業料の軽減が図られたが、依然として私立高等学校の生徒納付金は公立高等学校に比べて高額であり、著しい負担格差が存在している。
- ・ 本県の 3 歳以上の未就学児の約 55%、幼稚園児の約 97%が通う私立幼稚園の園児納付金も、全国第 5 位（平成 27 年度）の水準となっており、全ての子供に幼児教育を保障し安心して子育てができる環境をつくるには、私立幼稚園の父母負担軽減が必要である。
- ・ 専修学校はキャリア教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 県運営費補助金に対する国庫補助金のより一層の充実を図ること。
- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）及び私立幼稚園等特別支援教育費補助については、交付に必要な財源を確保し、交付額の圧縮が生じないようにすること。
- ・ 県が行う授業料及び保育料等の軽減事業補助全般に対する国庫補助制度の創設など、財政措置を講じること。
- ・ 地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。

◆参考（初年度納付金・公私比較）

高等学校（全日制課程）初年度納付金比較



: 高校無償化及び就学支援金による軽減（H24～H25：△118,800円）
 平成26年4月からは、高等学校等に通う年収約910万円未満の世帯の生徒に対して高等学校等就学支援金を支給している。

■特別支援教育の推進

【文部科学省】

県担当課：県立学校人事課、特別支援教育課

特別支援教育では、障害のある子供と障害のない子供が共に教育を受ける仕組みの構築や、早期教育・専門教育が重要となる。

そのため、小・中学校における通級指導教室や、特別支援学校の幼稚部等において適切な支援を行うための体制整備などを推進していく必要がある。

1 通級指導教室等の充実

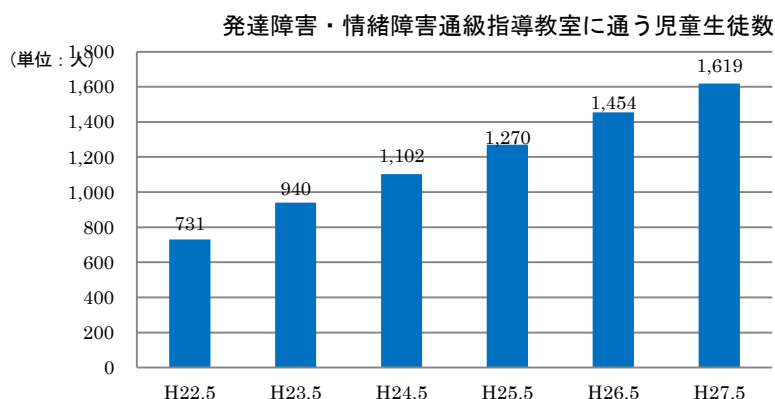
【文部科学省】

発達障害を含む障害のある児童生徒への指導の充実を図るため、小中学校の通常学級に在籍しながら障害に応じた特別の指導を行う通級指導教室や、特別支援学校のセンター的機能の一層の整備が重要である。

そのため、通級による指導を担当する教員及び特別支援教育コーディネーターを増やすために必要な財源を措置すること。

◆現状・課題

- 平成 24 年文部科学省調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によれば、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、6.5%存在するとされている。
- また、平成 27 年文部科学省調査「平成 27 年度通級による指導実施状況調査（平成 27 年 5 月 1 日現在）」によれば、埼玉県では県内全児童生徒数の約 0.3%にあたる 1,619 名が発達障害・情緒障害通級指導教室に通級しており、今後も通級による指導が必要な児童生徒の増大が見込まれる。
- 特別支援学校のセンター的機能の中核を担う特別支援教育コーディネーターへの相談件数についても増加傾向にある。



2 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備

【文部科学省】

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備すること。

◆現状・課題

- ・ 特別支援学校の小学部、中学部の教職員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、また、高等部の教職員定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において規定されている。
- ・ しかし、特別支援学校の幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がないため、給与費に係る県の負担部分が大きく、財政状況によっては、必要な教職員数が措置できないことも想定され、きめ細かな指導を実施する上での障害となっている。

■就業支援と雇用の拡大

【厚生労働省】

県担当課：就業支援課、疾病対策課、社会福祉課

現在の有効求人倍率は、雇用情勢の実態を反映しておらず、新たな指標を速やかに公表する必要がある。

高齢化社会の進展に伴い、働く人が介護をしながら仕事を続けていけるよう、介護離職の防止に向けた支援策を拡充する必要がある。

また、がんは国民の2人に1人が罹患し、今後がん患者の増加が見込まれており、働くことを希望する患者が安心して治療を受けられる社会の構築が望まれる。

生活保護受給者は引き続き増加しており、この5年間で6割以上増えて約9万6千人となっている。このため、生活保護制度の見直しと生活保護受給者に対する自立支援施策の強化が必要である。

さらに、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法が第二のセーフティネットとして機能するためには各自治体が自立支援事業を積極的に推進していく必要がある。

1 有効求人倍率の見直し

【厚生労働省】

現在の有効求人倍率は、ハローワークに登録した求人・求職者に限定して算出しており、民間求人などが全く算入されておらず、雇用情勢の実態を反映していない。

地域の雇用情勢を適切に反映できる新たな指標を、速やかに公表すること。

◆現状・課題

- 毎月、厚生労働省が公表する有効求人倍率は、求職者数に対する求人数の率を示す経済指標の一つとして扱われている。
- しかし、その率は、ハローワークに登録した求人・求職者に限定して算出している。
- 平成26年雇用動向調査（厚生労働省）によると、ハローワークによる就職者は全国及び本県ともに約2割に過ぎず、残り約8割が民間広告等により就職している。
- また、求人数は、就業地ではなく求人を受理したハローワークの所在地に計上され、本社で一括求人した場合、就業地にかかわらず本社所在地に計上される。
- これを就業地に計上しなおすと、本県の求人数は約2割も増加する。
- 求職者数も、就業地にかかわらず雇用保険手続上、居住地で計上される。
- これらのことから、現在の有効求人倍率は、雇用情勢の実態を反映していない。

（就職した者の経路）

		職業安定所	その他
全国	25年度	20.1%	79.9%
	26年度	17.6%	82.4%
埼玉県	25年度	12.9%	87.1%
	26年度	19.0%	81.0%

※雇用動向調査（厚生労働省）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地域の雇用情勢を適切に反映するため、全ての求人と求職者をデータ算入等した新たな指標を、速やかに公表すること。
- ・ 新たな指標を公表するまでの間、現在の有効求人倍率はハローワークに登録された求人・求職者に限定しており、当該指標のみでは雇用情勢を正確に把握できるものではないこと等を明確にすること。

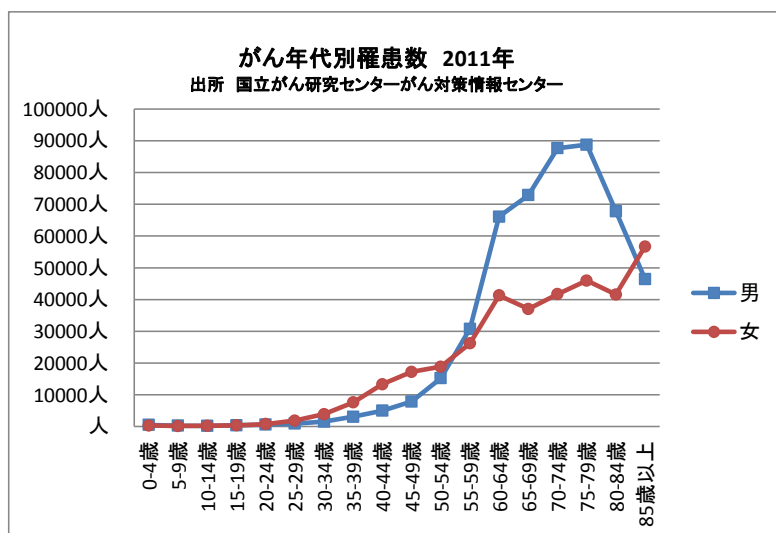
2 がん患者の就労に関する支援

【厚生労働省】

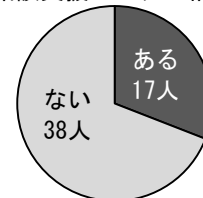
働くことを希望するがん患者を支援するため、国は企業に対し就労環境の向上や、就労継続に必要な法的な整備を検討すること。

◆現状・課題

- ・ がんは国民の2人に1人が罹患し、今後がん患者の増加が見込まれる中、働くことを希望する患者が増えていく。企業においても従業員ががんを罹患してやめると、貴重な人材を失うなどのデメリットが大きい。企業ががん患者を受け入れ共生する必要性を理解し、就労環境を向上するよう働きかけるなど、働くことを希望するがん患者が安心して治療を受けられる社会の構築が望まれる。
- ・ 本県では、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターを中心として、がん患者からの就労を含めた相談に対応している。相談員にアンケートをしたところ31%の者から就労に関する相談を受けているとの回答がある。このように就労に関する相談は今後も増加が見込まれる。
- ・ こうした中で、平成22年国勢調査によれば、本県では約84万人が都内へ通勤している。企業に対する働きかけは本県だけでは限界があり、国が都道府県を越えて広域的に取り組むことが必要である。
- ・ また、企業で働くがん患者が通院治療するにあたって、休暇としての位置付けがなく欠勤となってしまう例もあることから、国として実効性のある支援が必要である。



がん患者から就労に関する
相談を受けたことがある
がん相談支援センター相談員



出所 埼玉県立がんセンター
調べ (H26.6)

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 企業に対し、がん患者に関する理解を深め、短時間勤務制度の導入や適正配置など就労環境が向上するよう働きかけること。
- ・ 企業で働くがん患者の通院を休暇として扱う等の就労継続に必要な法的な整備を検討すること。

3 生活保護制度の改善

【厚生労働省】

国は、就労支援や不正受給対策を強化するために生活保護法の一部改正を行った。引き続き、実効性のある制度とするため生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて不断の見直しを行うこと。

特に、近年増加している無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、法令による規制を強化すること。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入居する生活保護受給者の実施責任については、入居前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うものとする。

これに加え、入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。

さらに、生活保護基準は、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、子供を含む世帯に十分配慮すること。

救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

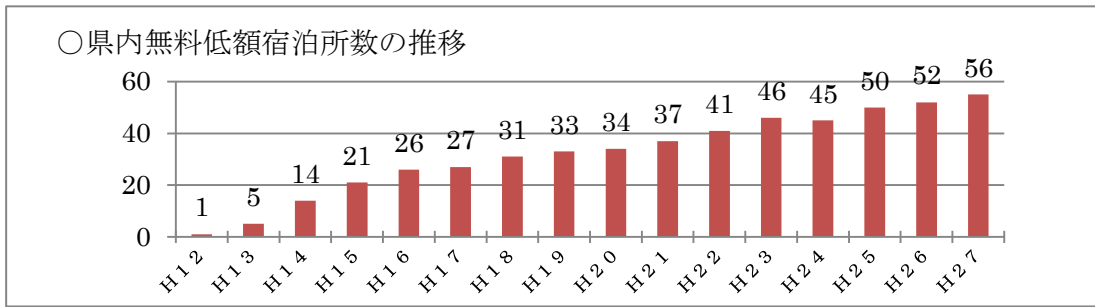
◆現状・課題

(1) 生活保護制度の見直しについて

- ・ 国は、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、生活保護法の一部改正を行い、平成 26 年 7 月から施行された。

(2) 無料低額宿泊所に係る法整備について

- ・ 県内に 56 施設（定員約 2,800 人）あり、今後も増加が見込まれる。
- ・ 現行法令（社会福祉法）では無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準の規定がない。また、事後の届出制であるため、経営状況などの事業者の適格性を事前にチェックすることができない。
- ・ 経営主体の制限がなく、個人、法人を問わず誰でも開設することができる。
- ・ 社会福祉法の改善命令の規定が適用されない。
- ・ 本県では独自に条例及びガイドラインを定めて指導しているが、十分な規制とは言えない。



(3) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実施責任の見直しについて

- ・ 被保護者が、管外の有料老人ホームに入居した場合、当該ホームが居住地となり、保護の実施責任は、ホームが所在する保護の実施機関へ移ることになる。サービス付き高齢者向け住宅も同様である。
- ・ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は今後も増加が見込まれ、管外からの転入により、これらが立地する保護の実施機関の負担が増えてしまう。

(4) 外国人に対する生活保護の準用について

- ・ 本県の外国人に対する生活保護の現状は、この5年間で受給者が2,600人から3,200人に急増している。
- ・ 外国人については、昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされている。
- ・ しかし、当該通知後、60年以上を経過し、外国人の生活保護受給者が増加する中で、地方自治体の負担が重くなっており、外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

(5) 生活保護基準について

- ・ 国は、生活扶助基準を改正し、平成25年8月から平成27年度までの3年間で、生活扶助を7.3%引き下げた。今回の改正では、夫婦と子供2人の世帯の下げ幅が9.0%と大きくなっている。
- ・ また、平成27年7月から住宅扶助費が見直され、さらに冬季加算も見直された。

(6) 救護施設の事務費支弁基準の引上げについて

- ・ 救護施設では、入所者の高齢化、障害の重度化が深刻な問題となっている。
- ・ 県内には2施設あり249人が入所しているが、入所者の平均年齢は67.2歳と高齢化し、全部介助を必要とする者は31人、一部介助を必要とする者は197人となっている。
- ・ 現行の施設事務費支弁基準額では、十分に職員が配置できず一人当たりの介助負担が増大し、入所者に対する適切な処遇に支障をきたすおそれがある。

施設定員 101~110人	救護施設	障害児入所施設
一般事務費(月単価)	128,200円	146,970円

※ H27年度事務費支弁基準額。救護施設は人事院勧告分を反映

○ 救護施設について

生活保護法第38条に基づく保護施設の一つであり、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を受け入れ、生活扶助を行う施設

◆提案・要望の具体的内容

(1) 生活保護制度の見直しについて

- ・ 実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて不断の見直しを行うこと。

(2) 無料低額宿泊所に係る法整備について

- ・ 無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、施設の設備・運営に関する基準を整備すること。また、事前の許可制とするとともに、事業者の財務資料の公表により、経理の透明性を確保すること。
- ・ 個人による経営実態の隠蔽を防ぐため、実施主体を法人に制限すること。
- ・ 指導の実効性を担保するため、他の社会福祉施設と同様に改善命令を適用すること。

(3) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実施責任の見直しについて

- ・ 被保護者が、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入居した場合、特別養護老人ホーム入所の例と同じく、入居前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。

(4) 外国人に対する生活保護の準用について

- ・ 入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。

(5) 生活保護基準について

- ・ 生活保護基準は、平成 25 年 8 月から 3 か年かけて、年齢・世帯人員・地域差の歪みを調整することとされたが、今後も引き続き、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとする。また、貧困の連鎖を防止する観点から子供を含む世帯への影響に十分配慮したものとする。

(6) 救護施設の事務費支弁基準の引上げについて

- ・ 直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

4 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。

本県では、就労支援及び住宅確保に関する専門性を持った支援員を配置し、生活保護受給者の自立支援に大きな効果を上げていたが、平成27年度から国庫補助率が10分の10から就労支援が3分の2、住宅支援が4分の3に引き下げられた。

就労支援及び住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要なことから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

◆現状・課題

- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下、基金という。）を活用し、「生活保護受給者チャレンジ支援事業」として以下の事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む事業の財源は、国において責任をもって確保する必要がある。

○生活保護受給者チャレンジ支援事業

（1）就労支援について

- ・ 県内の生活保護世帯は、平成28年2月現在71,908世帯であり、リーマンショック前の20年9月と比較すると182.1%に増加している。
- ・ 生活保護世帯のうち、就労可能と考えられる「その他世帯」は14,045世帯であり、平成20年9月と比較すると297.7%に増加している。
- ・ 有効求人倍率が0.96倍（平成28年2月）と厳しい状況において、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見つけることは容易ではない。
- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中10市にとどまっている。

（2）住宅支援について

- ・ 県内には、平成28年3月31日現在無料低額宿泊所が56施設（定員約2,800人）存在している。
- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者の年齢、障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中7市にとどまっている。

○就労支援・住宅支援の実績

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労支援による就職者数	191人	618人	701人	831人	730人
住宅支援によるアパート等転居者数	250人	673人	773人	866人	739人

※ 就労支援の効果額（推計）

就労支援の就職者の平均月収は平成26年度実績で91,892円である。このため12か月分の効果額を推計すると約8億497万円となる。

（平均月収×就職者数×12か月＝効果額）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 各自治体が実施する生活保護受給者に対する自立支援に必要な財源については、国が責任もって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。
- ・ 少なくとも生活保護法の国庫負担割合と同様に国庫補助率を4分の3とすること。

5 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子供に対する学習支援の推進 (再掲) (119 ページ)

【厚生労働省】

6 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

◆現状・課題

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ さらに、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待される。
- ・ しかし、任意事業の国庫補助率は、就労準備支援事業3分の2、一時生活支援事業3分の2、家計相談支援事業2分の1と低い上、国庫補助の上限である基準額が設定されている。
- ・ 各自治体の財政状況は厳しく、任意事業は国庫補助率及び基準額が低いため実施できない自治体の方が多い。
- ・ 具体的には就労準備支援事業は40市中10市、一時生活支援事業は40市中4市、家計相談支援事業は40市中10市の実施にとどまっている状況にある。

■障害者の自立・生活支援

【内閣府、厚生労働省】

県担当課：福祉政策課、障害者福祉推進課
障害者支援課、国保医療課

障害者がその能力や適性に応じて地域で自立して暮らせる社会を構築するためには、障害者保健福祉制度の円滑な運営と障害者を支援するための施策の更なる充実が課題となっている。

1 障害者支援制度の見直し

【厚生労働省】

障害者総合支援法の制度改正においては、平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言を尊重し、可能な限りその実現を図ること。

特に現在は日額払いである施設系支援にかかる報酬について、事業が安定的に運営できるよう事業運営報酬の部分については、月額払いとすること。

障害福祉サービスの充実を図るためにも、県及び市町村が実施する地域生活支援事業について、定められた補助率を守ること。

◆現状・課題

- 平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会は、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を取りまとめた。
- 政府は、障害者自立支援法の名称を障害者総合支援法に改め、平成25年4月から施行したが、障害者総合支援法は、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言の内容を十分に反映していない。なかでも施設系支援に係る「事業運営報酬」（人件費・固定経費・一般管理費）の原則月額払いを求める提言などが反映されていない。
- 地域の実情に応じた取組を行う県や市町村の地域生活支援事業に対する国の補助金については、事業実績に応じた補助金（補助率50%）となっていない。

<参考>地域生活支援事業に対する国の補助金の充当率

	H22	H23	H24	H25	H26
県	46%	44%	45%	37%	23%
市町村	42%	40%	38%	34%	32%

◆提案・要望の具体的内容

- 骨格提言を尊重し、可能な限りその実現を図ること。特に施設系支援にかかる「事業運営報酬」については月額払いにすること。
- 地域生活支援事業などについては適切な財源措置を講ずること。

◆参考（障害者自立支援給付における財政負担）

国1/2、県1/4、市町村1/4

2 障害者支援施設の整備

【厚生労働省】

現在、1,300 人を超える方々が入所待ちをしており、依然として施設が不足している実情を踏まえ、今後とも必要な障害者支援施設の整備に対し、国庫補助の措置を講じること。

◆現状・課題

- ・ 障害者支援施設の入所者については、現在、地域生活への移行促進を図っている。
- ・ その一方で、本県の入所待機者は年々増加しており、自傷、パニックなどの強度行動障害や重複障害などにより地域社会での生活が困難な、真に施設入所が必要な方々が多数入所待ちをしている。
- ・ 親の高齢化などにより、家庭生活での支援が困難になる中、障害者支援施設の整備が必要である。

1 入所待機者数の推移

(各年5月1日現在)

	H24	H25	H26	H27	H28.2.1
知的障害者	730 人	807 人	936 人	980 人	1,024 人
身体障害者	396 人	386 人	385 人	368 人	342 人
計	1,126 人	1,193 人	1,321 人	1,348 人	1,366 人

2 障害者支援施設数・定員

(平成28年3月31日現在)

施設種別	施設数	定員
主に知的障害者の障害者支援施設	69	4,315 人
主に身体障害者の障害者支援施設	31	1,777 人
計	100	6,092 人

○第4期埼玉県障害者支援計画の数値目標 (計画期間 平成27年度～平成29年度)

- ・ 障害者支援施設の平成25年度利用者の12%を地域生活へ移行

平成25年度利用者数 5,313 人

地域移行12% (H29末目標) 638 人

- ・ 障害者支援施設は必要数を整備

- 国は、地域生活への移行により、平成29年度末の障害者支援施設の定員を平成25年度の定員から4%以上削減することを基本としている。また、定員増を伴う障害者支援施設の整備に対する補助を原則認めていない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 本県の人口は全国第5位であるが、人口10万人あたりの障害者支援施設の定員数は全国第42位である。施設入所待機者が1,300人を超え施設が不足している実情を踏まえ、グループホームでの対応が困難な方のための障害者支援施設の整備に対し、国庫補助の措置を講じること。

3 社会福祉施設等施設整備費補助金の増額

【厚生労働省】

必要な施設整備を確実にを行うための財源を確保し、協議した案件全てが認められるよう財政的支援を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、生活の拠点となるグループホームの整備を計画的に促進していく必要がある。
- ・ 県の5か年計画では、毎年250人の利用定員数を確保し、平成28年度末までにおける利用定員数3,800人分を目標値としている。
- ・ また、施設利用者の安心・安全を確保するため、昭和56年改正建築基準法以前に建築された建物のうち、耐震化整備が必要な建物については、平成29年度までに計画的に耐震化整備を進めている。
- ・ こうした中、県では、事業実施年度の前年度から、事業予定者からの協議受付、審査委員会による審査、県予算の確保など事業実施に向けた手続きを進めているが、これは、国予算が十分に確保されることを前提として行っているものである。
- ・ 平成27年度の国庫補助協議（平成26年度補正を含む。）については、県が協議を行った21件の施設整備案件について、9件が採択されたのみであった。

【埼玉県5か年計画の政策指標：グループホーム定員目標値】

平成22年度末 2,305人→平成28年度末 3,800人

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
目標値（人）	2,300	2,505	2,755	3,005	3,255	3,550	3,800
実 績（人）	2,305	2,535	2,785	3,173	3,386		

【耐震化未対応施設の状況】（平成27年3月31日現在）

	施設数	耐震化必要施設
入所施設	91	6
通所事業所	386	自己所有 6
		賃貸 16
		公立 9
合 計	477	37

※ さいたま市、川越市、国リハ及び秩父学園を除く。

※ 通所事業所（公立）は補助対象外

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 施設整備を促進していく上で、国庫補助制度の活用が不可欠であることから、必要な整備を確実にを行うための財源を確保し、協議した案件全てが認められるよう予算措置を行うこと。

4 高齢障害者に対応した入所施設の整備・運営のための支援

【厚生労働省】

障害者支援施設利用者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、高齢障害者が安心して安全に生活することが出来るよう、高齢者の特性にも対応した支援が可能な高齢障害者向けの入所施設の整備、運営について必要な財政的支援を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 障害者支援施設においては、利用者の高齢化に伴い障害が重度化し、身体介護、医療的ケア等を必要とする利用者が増加している。
- ・ 65歳以上の高齢障害者は、原則として介護保険の適用が優先されるが、障害者支援施設の利用者は、当該施設で介護保険のサービスに相当するサービスが提供されていること、また、長期に継続して入所している実態があることから、当分の間、介護保険の被保険者にはならないものとされている。
- ・ しかしながら現在の障害者支援施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した個別に身体介護や見守り等ができる人員体制や特殊浴槽などの設備が備わっておらず、十分な処遇がなされているとは言えない。
- ・ また、若い入所者と一緒に暮らすことで高齢障害者は常に危険にさらされていることになる。
- ・ このような状況で、他に行き場のない利用者は、高齢化に対応できない障害者支援施設から退所しなければならないのではないかと不安を感じている。

○障害者支援施設における高齢障害者数 (平成27年3月31日現在)

障害者支援施設	定員(施設数)	利用者数	利用者のうち 65歳以上高齢障害者
知的	4,320人(69)	4,074人	483人(11.9%)
身障	1,777人(31)	1,414人	388人(27.4%)
計	6,097人(100)	5,488人	871人(15.9%)

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 障害の特性に加え、加齢による心身の機能低下など高齢者の特性に対応した人員配置や設備を備えた、高齢障害者が安心して安全に生活することが出来る入所施設の整備、運営について必要な財政的支援を行うこと。

5 レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族への支援の充実

【厚生労働省】

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護する家族への定期的なレスパイト利用のため、障害児通所支援事業等の報酬を引き上げること。

※レスパイトケア… 障害児・者などを在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代行し、リフレッシュを図ってもらうもの

◆現状・課題

- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を在宅で介助する家族の負担は非常に重いため、定期的なレスパイトケアが必要である。
- ・ しかし、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者が利用できる障害福祉サービス事業所は極めて少ない状況にある。その理由として、以下の2つがある。
 - (1) 障害児通所支援事業について、医療連携体制加算が1日5,000円と低額であることから、看護職人材が見つからない。
 - (2) 宿泊利用できる医療型短期入所事業所の報酬が低額なため、事業を開始する施設等が少ない。
 - ・ 短期入所の受入れを行った場合の報酬＝29,970円/日
 - ・ 入院診療報酬＝50,700円/日
- ・ そこで、本県では、超重症児を受け入れた医療的ケアが可能な日中一時支援事業所に経費の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助している。
- ・ また、超重症児を受け入れた医療型短期入所事業所に短期入所報酬と入院診療報酬との差額相当分の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助している。
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を在宅で介助する家族のレスパイトケアを充実させるためには、国において報酬の引上げを行う必要がある。

<参考>本県における在宅の重症心身障害児・者数（平成27年10月1日現在）

重症心身障害者（超重症含む）	1,714人
重症心身障害児（超重症含む）	968人

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 障害児通所支援事業の医療連携体制加算を引き上げること。
- ・ 医療型短期入所事業所の報酬を、入院診療報酬と同程度の報酬とすること。

6 発達障害児・者への支援

【厚生労働省】

児童発達支援センター等において、作業療法士等の専門職が発達障害の特性が気になる子供に個別療育を行うことを新たなサービスとして位置付けるとともに、これに係る財政措置を講ずること。

発達障害児・者を支える人材育成を図るための財政措置を充実させること。

地域生活支援事業に基づき市町村が行う「巡回支援専門員整備事業」を必須事業とし、適切な財源措置を講ずること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、平成 23 年度から発達障害施策に重点的に取り組み、発達障害児・者が乳幼児期から成人期まで生涯を通じて適切な支援を受けられるよう、専門的な知識を持つ人材の育成、親への支援、診療・療育体制の強化、就労の支援を推進してきた。この結果、発達障害についての認識が高まり、とりわけ保育士や幼稚園教諭の人材育成により「気づき」の目が養われることによって発達障害の特性が気になる子供の早期発見が促進されているが、発達障害の療育を専門的に実施できる機関が少ない状況である。
- ・ 診療・療育体制の強化を図るため、県内 3 か所の医療型障害児入所施設に医師及び作業療法士等を配置した中核発達支援センターを設置しているが、現在利用まで 4 か月待ちの状況である。
- ・ このため、児童発達支援センター等が作業療法士等の専門職を配置して個別療育を実施することによって療育のニーズに対応可能となるがサービスの位置付けがない。
- ・ また、以下のとおり発達障害児・者を支える人材の育成が求められている。
 - 発達障害に早期に気づき、適切な配慮や工夫ができる保育士・幼稚園教諭等の育成
 - 発達障害の個別療育を行うことができる作業療法士等の専門職の育成
 - 看護師や障害児通所支援事業所の職員の専門知識の向上
- ・ 本県では、作業療法士等の専門職が人材育成研修を受講した保育士等を現場で支援し、専門的な支援につなぐなど子供の発達を支援するため、平成 23 年度から県の単独事業として、保育所・幼稚園等への巡回支援事業を実施してきた。
- ・ 平成 25 年度から、保育所等への巡回支援事業は地域生活支援事業の「巡回支援専門員整備事業」として市町村が実施する事業に位置づけられたため、本県では平成 28 年度から当該事業の実施を市町村に移管した。
- ・ しかし、市町村からは「巡回支援専門員整備事業」は地域生活支援事業の任意事業となっているため事業化しづらく、国からの補助金も十分配分されないとの声が寄せられている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 発達障害の特性が気になる子供が身近な地域で適切な支援を受けられるようにするため、児童発達支援センター等に作業療法士等の専門職を配置して個別療育を行うサービスを障害福祉制度に新たなサービスとして位置付けるとともに、適切な報酬単価を設定し必要な財政措置を講ずること。
- ・ 発達障害児・者を支える人材育成を図るための財政措置を充実させること。
- ・ 地域生活支援事業に基づき市町村が行う「巡回支援専門員整備事業」を必須事業とし、適切な財源措置を講ずること。

7 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設

【厚生労働省】

地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一的な公費負担医療制度を創設すること。

また、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること。

◆現状・課題

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合は、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置がとられている。

○埼玉県重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身障手帳：1～3級 療育手帳：マルA、A、B 精神手帳：1級（精神病床への入院費用は助成しない） 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※ 平成27年1月以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。
医療費支給方法	償還払い
平成28年度予算	6,909,563千円
平成27年度実績	対象者：150,468人 市町村支給額：15,559,883千円 支給件数：3,868,179件 県補助額：7,257,032千円

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成が全国的に実施されていることを踏まえ、国の責任のもとに身体・知的・精神障害者に対する全国統一した公費負担医療制度を創設すること。
- ・ 医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置は本来国が果たすべきセーフティネットを担っている地方公共団体の努力を阻害するものであり、直ちに廃止すること。

8 軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給

【厚生労働省】

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の補装具費を支給できるように必要な措置を講ずること。

◆現状・課題

- ・ 児童の聴覚の障害は、言語・コミュニケーション能力などの発達に、また教育の場における学習上の困難さを生じさせている。
- ・ 軽度・中等度難聴児においても、その困難さの軽減のため補聴器装着の効果は大きい。しかし、軽度・中等度難聴児は、身体障害者手帳の交付できる認定基準に達していないことから、補聴器の購入は全額自己負担となっている。
- ・ 軽度・中等度難聴児を養育している世帯の多くは通常若年層であり、補聴器購入は大きな経済的負担となっている。
- ・ そこで、本県では、平成 24 年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助している。
- ・ 同様の補助を実施している自治体が、全国的にも拡大している状況にある。
- ・ 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費用の助成は、国が補装具費として措置する必要がある。

(1) 補聴器購入費用例（両耳）

- ・ 軽度・中等度難聴用耳かけ型 110,880 円
- ・ FM型 391,743 円

(2) 全国の補助実施状況

	平成 23 年度以前	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助実施 都道府県数	7	13	30	36	43

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 軽度・中等度難聴児の言語・コミュニケーション能力などの発達や学習における困難の軽減を図るため、補聴器購入費用の助成について、国として措置すること。

◆参考（身体障害者手帳所持者に対する障害者総合支援法における財政負担）

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

9 障害者差別解消法の施行に係る支援

【内閣府】

障害者差別解消法の円滑な施行に支障がないよう必要な財源を確保すること。
また、不当な差別的取扱い及び合理的配慮については、考え方だけでなく、具体的な判断基準を示すこと。

◆現状・課題

- ・ 障害者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。
- ・ 同法では、地方公共団体等においては、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、また、民間事業者においては、不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が努力義務とされている。
- ・ 特に、地方公共団体においては、例えば住民の関心と理解を深めるための啓発活動、既存機関を活用した相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織化や運営など業務量が増大している。
- ・ ついては、地方公共団体が行う事業に対して、国において財源措置を講じる必要がある。
- ・ また、国は基本方針等において、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方を示している。
- ・ しかし、これだけでは、どのような行為等が不当な差別的取扱いに該当するか、また、合理的配慮においては、どのような場合に過重な負担があると認められるか、自治体や事業者は判断が難しい状況にある。
- ・ そこで、不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、国において具体的な判断基準を示す必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方公共団体が行う啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織化や運営など事業に必要な経費について、財源措置を講ずること。
- ・ どのような行為等が不当な差別的取扱いに該当するか、また、合理的配慮においては、どのような場合に過重な負担があると認められるか、考え方だけでなく、具体的な判断基準を示すこと。

